

議案第 2 号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 2 年 6 月 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 2 2 年政令第 4 5 号）の施行に伴い国民健康保険税の課税限度額を上げること、及び地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 2 年法律第 4 号）の施行に伴い非自発的失業者に係る同税を軽減するとともに旧被扶養者に係る同税の軽減を継続するため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「47万円」を「50万円」に改め、同条第3項中「12万円」を「13万円」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に改め、同条第1号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「、33万円」に改め、同条第2号及び第3号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額に、」を「、33万円に」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第11条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第12条の2において同じ。）である場合における第3条、第5条の3、第6条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第11条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

第12条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第12条の2 国民健康保険税の納税義務者は、当該納税義務者又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等

である場合には、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) 離職した会社等の名称、所在及び連絡先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申告書を提出する国民健康保険税の納税義務者は、特例対象被保険者等の雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

附則第3項中「（昭和40年法律第33号）」を削り、「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

附則第14項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第15項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、附則に次の1項を加える。

（平成22年度以降の旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免の特例）

17 当分の間、平成22年度以降の第14条の2の規定による国民健康保険税の減免については、同条第1項中「該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。以下「旧被扶養者」という。）」とあるのは「該当する者（以下「旧被扶養者」という。）」とし、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、平成 2 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 1 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。